

平成30年第3回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成30年3月9日(金)午後 1時00分
- ・閉会日時 平成30年3月9日(金)午後 2時16分
- ・開催場所 芦北町地域活性化センター 2階大会議室
- ・出席農業委員 10名
 - 1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市
 - 4番 藤井 雅史 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄
 - 8番 田口 昭広 9番 寺本眞理子 10番 阪口 修一
 - 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 1名
 - 5番 谷口 孝一
- ・出席農地利用最適化推進委員 14名
 - 1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 4番 矢野 解光
 - 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一 7番 宮島 正文
 - 8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二 10番 小崎 良一
 - 11番 木川 保 12番 一川 清 13番 野田 和夫
 - 14番 瀧上 米作 15番 山田 和治
- ・欠席農地利用最適化推進委員 1名
 - 3番 中川 光春
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局長 告畑 一彦
 - 事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志
- ・議事
 - 報告第 7号 農地法施行規則第53条の規定による届出について
 - 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第13号 農用地利用集積計画の審議について
 - 議案第14号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

発言者	要 旨
告畑局長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成30年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。</p>
片山会長	<p>－会長挨拶省略－</p> <p>それでは、早速、議案審議に入ります。</p> <p>本日の、議事録署名委員は7番：「草野義雄」委員、8番：「田口昭広」委員にお願いします。</p> <p>なお、5番「谷口」委員及び3番「中川」推進委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第7号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案書の1ページをお願いいたします。報告第7号「農地法施行規則第53条の規定による届出に」について、農地法施行規則第53条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の詳細は別紙のとおりとなっております。譲受人は芦北町で、転用目的は町道改良事業用地ということで町道の収用ということになっております。</p> <p>賃借権設定の部1番、申請地の詳細、賃貸人、借借人の詳細は記載のとおりとなっております。転用目的は携帯電話無線基地局となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。</p> <p>2番の案件を「6番の塚本」委員にお願いします。</p>
塚本委員	<p>先日事務局と下崎推進委員と見ましたけれども、山に沿ったところにありまして、木が邪魔をしないかと心配をするような状況の所に建てられるということでした。一つ気がかりなのは電磁波です。今までも言われてはいたのですが、農地所有者の方に話を聞いて回っている時に、私はペースメーカーを入れていて、テレビのリモコンでも用心しないとイケない。携帯電話も持てないということでしたので、</p>

	<p>今までも聞いていたのですが、改善されたのかなと思っていましたが、ペースメーカーを入れている人は不安な状態で生活を送っているのではないかと思います。これをどうこうということではありませんけれども、配慮をどこですのか分かりませんが、そういうことを報告しておきます。</p>
片山会長	<p>担当地区の「下崎」推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
下崎推進委員	<p>只今塚本委員が言われたように、ここは山裾と畑の隅にあたります。何ら問題は無いと思います。以上です。よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。 報告第7号につきまして、ご質疑ありませんか。 6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>1番の町道を名義変更するというので、この場合ではないのですが、以前改修されたところでは、まだ旧地主のままで町道になっている所が相当あるみたいです。逐次こういう状態で追認しながら解消すべきじゃないかと感じています。</p>
川田次長	<p>今塚本委員からありましたけれども、建設課も随時やっている状況です。以上報告いたします。</p>
片山会長	<p>塚本委員、よろしいですか。</p>
塚本委員	<p>はい。</p>
片山会長	<p>他に報告第7号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第7号については、これで終わります。 次に議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>※資料について説明。 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理が困難な為、後継者に贈与する。」譲受人事由は、「贈与を受け引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調査書は1ページになります。議案資料は2ページになります。上が位置図で下が字図です。斜線部分が申請地となっております。調査書ですが、判断理由で7号の地域調和要件で、現場を見たら野菜を半分程度作付けしてありまして、譲受人が引き続き耕作管理するというのでございました。周辺に農地はあり</p>

ませんので周辺農地の利用は支障がないと感じました。全て不許可要件には該当していませんので、許可相当であると考えます。

2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理が困難な為、譲受人の要望により売り渡す。」譲受人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調査書は2ページ、議案資料は3ページになります。資料の3ページですが、基盤整備してあるところの1筆でございまして、その隣接地には譲受人がデコポンハウスを経営しておられます。隣接地を購入し、同じようにデコポンハウスを経営したいということで申請が上がっております。地域調和要件ですが、申請農地は水稻が作付けされていましたが、買い受け後は、デコポンを作付けする計画である。周辺農地も譲受人の樹園地であり周辺農地利用への支障は生じないものと考えられます。判断理由で全て不許可要件には該当していませんので、許可相当であると考えます。

3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足で耕作管理が困難な為、譲受人の要望により売り渡す。」譲受人事由は、「自宅に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。調査書は3ページ、議案資料は4ページになります。上が位置図で下が字図です。黒く塗りつぶされている部分が申請地となっております。自宅に隣接している農地を買って作物を作付けするという計画でございまして。今現在も草刈りや野菜などを作付してありますが、買受け後も引き続き野菜等を作付け活用するというでございまして。判断理由で全て不許可要件には該当していませんので、許可相当であると考えます。

4番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理が困難な為、孫に贈与する。」譲受人事由は、「贈与を受け引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、5ページから8ページになります。これは贈与でございまして、譲渡人のお孫さんにすべて渡すということです。申請地を確認してきましたが、家族で経営しており、引き続き経営するというでございまして。判断理由で全て不許可要件には該当していませんので、許可相当であると考えます。以上で説明を終わります。

片山会長

事務局からの説明が終わりました。

現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。

1番の案件を「8番の田口昭広」委員をお願いします。

田口昭広

局長と次長と矢野推進委員と一緒に確認に行っていました。事務局からの説

委員	明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の「矢野解光」推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野解光 推進委員	先程言われましたように事務局と田口委員と行きまして、異状はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	2番～4番までの案件を「5番の谷口」委員が欠席ですので、まとめて事務局長に説明をお願いします。
告畑局長	<p>2番から4番までの現地確認の状況をお伝えいたします。6日に現地を確認してまいりました。2番の案件につきましては、譲受人は2年程前に3条で隣の土地を購入されまして、今回はその隣接地でございます。本人も青年就農者であり、一生懸命やっておられますので何も問題ないと思います。</p> <p>3番の案件につきましては、譲受人は青年就農給付金を給付され現在も田んぼ等作っておられます。住居と合わせて畑を購入されるということです。本人は県外からこちらにいられていて、そのまま定住するような感じになると思います。何ら問題ないと思います。</p> <p>4番の案件ですが、譲渡人が施設に入っておられまして、譲受は子供さんではなく、お孫さんに直接譲渡するという形になります。何ら問題ないと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
片山会長	担当地区の「坂口恵美子」推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口推進 委員	<p>事務局と谷口委員と現地確認いたしまして、2番につきましては、譲渡人は町外におられて作る人もいないので、譲受人ががんばって作ってくれるということはいいことだと思います。</p> <p>3番につきましては、荒れ果て、家も朽ち果てるようなところだったのをよくぞ頑張っていたいただけるなと思いました。</p> <p>4番に関しては、先程局長が説明されたとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第11号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p>

	<p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」－</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部、1番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。調査書は5ページ、議案資料は9ページから11ページになります。5ページの調査書をお願いします。立地基準で農地区分は第3種農地に該当いたします。「申請地は住宅が連担して建築されている地域で、住宅地としての広がりもあり、駅から約120mの位置にある。」ということで第3種農地と判断いたしました。第3種であれば転用は可能ということでございまして、立地基準は転用に関しては問題ないということでございます。一般基準も全て満たしており、許可相当であると判断しております。</p> <p>2番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅及び通路」です。調査書は6ページ、議案資料は12ページから14ページになります。5ページの調査書をお願いします。12ページには位置図、字図。13ページには配置図権排水計画図になります。調査書ですが立地基準は10ヘクタール以上の広がりのある農地で農地区分は第1種農地に該当しております。第1種農地に該当すると基本的に転用はできませんが、今回は特例ということで、個人住宅の場合、集落接続特例というのが活用できます。立地基準は転用ができるということで判断しております。一般基準ですが、資力及び信用、確実性、第2項第4号の周辺農地への営農条件の支障の有無ということでも許可相当であると判断いたしました。以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「8番の田口昭広」委員をお願いします。</p>
田口昭広	<p>これも事務局と田口宗一推進委員と行ってまいりました。契約も滞りなくされて</p>

委員	いますし、場所的にはすごくいいところです。何ら問題ないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	地図を見てのとおりですけれども、周りは全部家で囲まれておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。
片山会長	2番の案件を「4番の藤井雅史」委員にお願いします。
藤井雅史 委員	事務局から説明がありましたけれども、一般的には許可相当でないということで、周りに水田があったものですから、話を事務局に聞いたところ説明があったとおり10ヘクタール以上の広がりがあるということでございますが、周りに住宅が建っているということで、いろいろ聞いたところ集落接続特例という措置があるというようなことでございますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園推進 委員	事務局と藤井委員と現地を見せてもらいましたけれども、別状問題ないと思っております。14ページに農地の広がり記載してありますが、これはほとんど基盤整備をしてありません。この地区は虫食い状態で家が建っている状況で、農地の3分の1くらいは草が生えた状態で、刈れば農地に戻るような土地ですけど、将来的には宅地化していくのかなと思います。宅地化するにはいい場所だと思っております。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第12号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議がある委員は挙手をお願いします。 1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第13号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第13号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

賃貸借権設定の部、1番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

2番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

3番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定3年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

4番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定5年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

5番から8番は農地中間管理事業でございまして、賃貸人が公社に貸して、転貸する事業でございます。

5番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

6番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

7番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

8番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定10年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

使用貸借権設定の部、1番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定2年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。

2番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻、野菜で、設定期間は、新規設定2年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。

3番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。

4番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、山菜で、設定期間は、新規設定5年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。

5番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。

6番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定10年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。

以上で説明を終わります。

片山会長

事務局からの説明が終わりました。

議案第13号につきまして、ご質疑ありませんか。

－「質疑なし」の声あり－

それでは、採決を行います。

貸借権設定の部1番についてご異議ありませんか。異議がある委員は挙手をお願いします。

－「異議なし」－

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

2番についてですが、「一川清」推進委員が関係しておりますので、一川推進委員には一時退席を求めます。

2番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」－

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

「一川」推進委員に入室をお願いします。

3番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」－

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。

4番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」－

異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。

5番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」－

異議なしということですので、5番については原案のとおり決定しました。

6番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、6番については原案のとおり決定しました。

7番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、7番については原案のとおり決定しました。

8番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、8番については原案のとおり決定しました。

次に使用貸借権設定の1番についてご異議ありませんか。

－「異議なし」の挙手あり－

	<p>異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。</p> <p>2番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。</p> <p>3番、4番についてですが、「一川清」推進委員が関係しておりますので、一川推進委員には一時退席を求めます。</p> <p>3番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については原案のとおり決定しました。</p> <p>4番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。</p> <p>「一川」推進委員に入室をお願いします。</p> <p>5番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、5番については原案のとおり決定しました。</p> <p>6番についてご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の挙手あり－</p> <p>異議なしということですので、6番については原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第14号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第14号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」。農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請者の住所氏名については記載のとおりです。現地確認をした結果、森林の様相を呈しておらず、農地であると判断しております。</p> <p>2番、申請地の詳細及び申請者の住所氏名については記載のとおりです。現地確認をした結果、森林の様相を呈しており、周辺も山林化しており、非農地であると判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件は、私が確認をしましたので、補足説明をいたします。</p> <p>先程事務局からありましたように、農地と非農地の判断は難しいわけですがけれど</p>

	<p>も、図面にありましたように灌木が生えたような状況になれば非農地と判断するというので、草とか茂っている場合は再生できるということで、非農地には判断しないということでございます。</p> <p>担当地区の「本郷」推進委員から何かございましたらお願いします。</p>
本郷推進委員	<p>事務局と片山会長とみてきました。詳しくは片山会長の言われたとおりでございますので、よろしく願いいたします。</p>
片山会長	<p>2番の案件を「10番の阪口修一」委員にお願いします。</p>
阪口修一委員	<p>事務局と中川推進委員と確認に行きましたけれども、事務局の説明どおりでございます。本人とも会ってどうしようもできないといわれており、まだ倉庫にはコンテナも入っているそうです。非農地ということでよろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当地区の「中川」推進委員が欠席ですので、事務局長から何かございましたらお願いします。</p>
告畑局長	<p>現地は高速の橋脚の横で、急傾斜で耕作はみなさんやっておられない状況です。荒れておりますので妥当かと思っております。以上です。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第14号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>1番の案件ですが、確かに復元は可能ですけれども、本人が非農地にしたいという意向であれば、このままおいて雑木が生えるのを待つということではなくて、この状態の時に何か解決方法を取っておいた方が将来の為にはいい判断ではないかと思えます。</p>
川田次長	<p>塚本委員が言われるとおり、ほっておいて荒地になるのが最悪のパターンですけれども、回復できる農地と判断しておりますけれども、本当は場所も悪く、借り手もない、本人も耕作できないというのが現状だと思います。ただ法律上は非農地判断すべきところは森林の様相を呈している所、農地に復元できないところしか判断できないとなっておりますので、植林としての転用もありますが、第1種農地なので、原則転用できません。植林の場合特例はありません。農地法をどうにかして改正するか、耕作放棄地解消事業等を使って耕作管理してもらうのがベストなのだと思いますけれども、そういう状況です。</p>
片山会長	<p>補足ですが、現地確認に行って、次長と話したのですが、塚本委員の言われるように、今後こういう土地が耕作者の高齢化によって出てくる可能性が多くなると思います。皆さんと共に考えていきたいと思っておりますので、ご指導ご協力をお願いいたします。</p>
塚本委員	<p>次長が言われたとおり、農地法の解釈を変えないと追いついていかないですね。</p>

	<p>耕作者がいないのもわかってるし、採算も合わなくなっていってるのに、農地法だけがそのままだったら、本当に手もつけられないようなジャングルになってしまうと、それはなるべく早く対策をとれるように、農業委員会の会議とかの時に提案していただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>これも十分検討させていただきたいと思います。 1番、井川委員。</p>
井川委員	<p>こういう問題は、言われたように多くなってくると思います。農業委員会として、町長に進言できるとなっておりますので、今後こういう事例が出たら、農地法の改正を進言していく方法を取っていかないと、現実に迫った難しい問題ですから、我々農業委員会だけではどうしようもない。農業委員会だけでできないものは全部進言していく方法を取っていったらという風に思います。</p>
塚本委員	<p>町もありますけれども会長たちの集まる会議もあります。そういう中でもいいと思います。</p>
片山会長	<p>塚本委員の言われるように、年に一度の全国農業委員会会長大会があります。その席で、県選出の国会議員さんが来られます。そこで直接、今の農地法が現代に通用するのか、かえって阻害要因になっているのではないかと言いまして、去年の県の大会でも、自分なりに説明しましたがけれども、また今後もそういう機会があれば最大限努力いたします。 他に議案第14号につきまして、ご質疑ありませんか。 4番、藤井委員</p>
藤井委員	<p>事務局より話がありましたけれども、第1種農地ということで今の法律上では、非農地として判断できないということですが、端的に非農地と農地とメリット、デメリットはどういう感じでしょうか。</p>
川田次長	<p>非農地判断というのは後ろ向きな考え方だと思います。農業委員会は農地を守る場所なので。現場が農家台帳とあっていない、植林としての転用もできないところがあって、実際山のようになっているけれども、登記は畑で残っている。そういう所を非農地化すれば山林とか原野になります。農業委員会は農地を守る場所ですが、非農地かも推進している。農地として活用できる農地をはっきりさせ、そこを守ってこうという考えから始まっているみたいです。メリット、デメリットでいうと、農地を非農地化した時のメリットは、耕作放棄地状態でまだ使える農地であれば中間管理機構に貸しなさい、貸さなければ固定資産税が1.8倍になりますよ。非農地化すれば農地から除外されるのでその心配もなくなる。非農地化した場合は、転用も自由にできます。農地ではないので。そういうのが非農地化のメリットかなと思いますけれども、自由に非農地化をしたら、周りの農地に迷惑がかかるので、</p>

	そのあたりを考えながら非農地化をしないといけないと思っています。転用と一緒に。デメリットと言えば、あまりないです。
藤井委員	税金の問題はどうですか。
川田次長	税金はほとんど変わりません。評価額で言えば、山と原野と畑では単価はあまり変わらないと思います。基盤整備してある田はちょっと高くなっています。
片山会長	藤井委員よろしいですか。
藤井委員	はい。
片山会長	他に議案第14号につきまして、ご質疑ありませんか。 —「質疑なし」の声あり— それでは採決を行ないます。異議がある委員は挙手をお願いします。 議案第14号1番の案件につきまして、ご異議ありませんか。 —「異議なし」— 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番の案件につきまして、ご異議ありませんか。 —「異議なし」— 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 活動実績報告書について (2) 局長退職挨拶